

病児保育事業について

子育て世帯のニーズに対応するため、平成 29 年度より新たに病児保育事業（以下、事業という。）を実施し、病児・病後児保育を拡充する。

1 経過等

本事業は、江古田三丁目国家公務員宿舎跡地の活用にあたり中野区と医療法人財団健貢会及び一般財団法人脳神経疾患研究所との間で結ばれた協定（平成 26 年 1 月 17 日付）において実施することとされている。

また、本事業は中野区子ども・子育て支援事業計画において、「子どもが病気やけがにより集団保育等が困難な時期に、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する事業」として平成 29 年度からの実施を計画している。

2 事業の内容

（1）対象児童

中野区在住、又は区外在住で中野区認可保育所等に通所する満 1 歳から就学前の児童で、病気の回復期に至らない状態にあるもの。（ただし、病児保育事業の利用開始後に病気の回復期に至り病後児保育の対象となった場合、保護者からの希望があれば継続利用を可能とする）

（2）病児保育室の保育実施日時

平日、午前 9 時から午後 5 時

（3）実施場所

中野区江古田 3-15-2（医療法人財団健貢会 総合東京病院内）

（4）施設概要

保育室、隔離機能のある安静室、調理、便所、手洗い施設

（5）職員配置

看護師 1 人、保育士 1 人を常時配置する。

ただし、看護師の休務日等については保育士を代替させることができるものとする。

(6) 定員および利用日数

定 員：3人／一日

利用日数：1回の利用につき、最大で連続7日

※医師等の判断により、必要がある場合は7日を超えて利用することができるものとする。

利 用 料：2,000円／一日

※生活保護世帯、住民税非課税世帯、ひとり親世帯については、減免あり。

(7) 利用手続

(利用登録)

事前に区への利用登録を行う。

(利用申込等)

保護者が直接施設へ利用申込を行う。

利用の際には、かかりつけ医による診察及び医師連絡票の作成が必要となる。

3 今後の予定

平成29年3月～ 関連施設への周知、ホームページへの情報掲載

5月1日 事業開始予定